

令和5年度・第9回農業委員会総会議事録

開催日 令和5年12月25日（月） 13:00～14:30

開催場所 樋脇公民館 第1～第3会議室

出席委員（18名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義巳
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（1名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（17名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（4名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原主幹・田上G員・
長沼G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ 印

議事録署名者 _____ 15番 _____ 印

_____ 16番 _____ 印

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ 印

令和５年度 第９回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

５ 報 告

- 報告第２６号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第２７号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第２８号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第２９号 農地転用事実証明願の専決処分について

６ 議 事

- 議案第９４号 農地転用事業計画変更申請の意見について（承継なし）
- 議案第９５号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について
- 議案第９６号 農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第９７号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第９８号 農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第９９号 非農地証明願承認について
- 議案第１００号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第１０１号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第１０２号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第１０３号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

７ その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【開始 13 : 00】

会 長

皆さん。こんにちは。

第9回総会にご出席くださいますして誠にありがとうございます。
す。

ますます寒くなり、今からまだ寒い冬が続きますので皆さん、
体には十分注意してもらいたと思います。

私の今月の出席ですが、12月5日に常設審議委員会があり
まして17の市町村から、4条が13件、5条が43件という
審議がございまして伊佐市から営農型太陽光発電施設の申請
が出てきておりました。

これも今から色々な問題が出るのではないかと思います。

12月6日には、令和5年度鳥獣被害対策推進研修会に出席
しまして有馬委員の講演をいただき鳥獣害に対する防護のこ
とを勉強しました。

そして、夜は令和5年度薩摩川内市土地改良区年末懇親会に
局長と私で出席しました。

次に、12月15日に運営委員会があり、今日の議案にかか
る審議をしたところでございます。

また、今日は今年最後の総会ということで、皆様宜しくお願
い致します。

12月28日には仕事納め式に出席する予定でございます。

来年も良い年でありますように、皆様のいろんなご意見をい
ただきながら頑張りますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今から、第9回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたし
ます。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長

委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は
1名で6番：小城義己委員であり、欠席届が提出されてお
ります。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は17名で、欠
席委員は4名で26番：大田実角委員、29番中川大樹委員、
33番永吉康之委員、40番早崎麻美子委員であり、欠席届が
提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをご覧ください。

12月1日に令和5年度第2回薩摩川内市農林水産政策審議会が本庁舎602・603会議室で開催され、会長、薬師寺委員、有馬委員が出席されています。

5日は常設審議委員会がマリnpレスかごしまで開催され、会長が出席です。

6日に令和5年度薩摩川内市土地改良区年末懇親会が川内ホテルで開催され、会長、谷山委員、有馬委員、永留委員、乙須委員が出席されております。

また、同日、令和5年度鳥獣被害対策推進研修会が東郷公民館で開催され、会長、その他の委員さん方が出席されております。

8日が令和5年度鹿児島県農業委員会女性委員の会薩摩支部研修会が阿久根市で開催され、薬師寺委員、新屋委員、事務局職員が出席されております。

11日と12日が定例の現地調査です。

15日に第8回運営委員会が本庁舎502会議室で開催されています。

23日に農業者等と農業員委員会との意見交換会が亀山地区コミュニティセンターで開催されています。

そして、本日第9回農業委員会総会が樋脇公民館で開催となっています。

最後に報告期間外になりますが、28日が今年の仕事納め式となっております。

以上、説明を終わります。

議長 主要事務処理経過報告が事務局よりございました。

初めに、8日の令和5年度鹿児島県農業委員会女性委員の会薩摩支部研修会について、薬師寺委員から報告をお願いいたします。

薬師寺委員 3 番薬師寺が 1 2 月 8 日 薩摩・出水地区女性農業委員の会研修に新屋委員と薬師寺、事務局から田上職員 3 名と出席しましたので報告いたします。

阿久根市が今回の研修先でした。

各市町の女性農業委員・事務局職員 1 7 名の参加でした。

尾崎地区のボンタンプロジェクトについての研修で最盛期は約 5 5 0 戸だったボンタン農家が後継者不足・高齢化により、2 0 戸程になり後継者は 4 名になりぼんたんの木の老朽化、過疎化で雑木林や竹林が増え日差しが当たらず成長に影響を及ぼし、また鹿がボンタンの葉を食べる鳥獣被害、肥料の価格高騰でこの危機を乗り越え阿久根ボンタンの未来を繋いでいくためにボンタンプロジェクトが発足したそうです。

ボンタンを風呂に浮かべるイベントやボンタンサイダー・ボンタンコーラ、ボンタンの精油を使用したサウナなど色々なアイデアが実現するために挑戦されていました。

ボンタン愛を語る森永さんにボンタン農家が増えたらいいなど感じることでした。

残念ながら女性委員との意見交歓会が時間の関係で出来なかったのが少し残念でした。

来年度は長島町での研修になります。以上です。

議 長 次に、2 3 日の農業者等と農業委員会と意見交換会について、下茂代理より報告をお願いいたします。

下茂代理 9 番 下茂が 2 3 日（土）9 時半から亀山地区のコミュニティセンターで行われた農業者等と農業委員会との意見交換会について報告いたします。

事務局より 3 名、農業委員・最適化推進委員が計 6 名、そして農業者は 1 6 名ほどの参加をいただきました。

意見交換会の内容につきましては宅地化が進む地域農業の現状と今後の課題・耕作について、2 番目に有害鳥獣対策について、3 番目に収益を生む農業のあり方についてということで意見をいただきました。

まず、宅地化が進む地域農業の現状と今後の課題・耕作についてということで、亀山地区は住宅がどんどん建ってきているのですが、農家の高齢化や担い手の不足に労働力の確保も厳しい中、宅地化整備地区等も含めた地域農業が抱える課題を洗い出してどう進むか検討してご意見をいただきました。

農家の方から意見が多かったのは、宅地化による農地が減ってい

また、農振地もここには2か所ほどありまして農家よりメリット・デメリットの話や質問もありました。特に農振地につきましては5年後、10年後に後継者がいない場合にどのように農振地を守るかということについて場合によっては除外の問題も検討するというのでこの問題の話は一旦終わりました。

それから、猪・鹿は電柵を掛けるか、罠の免許がある人に捕ってほしいという要望が出ました。

3 番目に収益を生む農業のあり方という事で、やはり遊休農地解消対策や地域計画の 10 年後の農業のあり方をどうしていくのかという事で、地域に 1 人だけ、農協さんに山の芋を出荷する方がいます。約 15 アールぐらい作っているのですが、他の方は二期作や二毛作等は耕作されておりません。

以上、２３日に行われました報告を終わります。

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
15番：西 裕一郎 委員
16番：小園 光男 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

まず、報告第26号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第26号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号16番から17番の2件です。登記地目 田2筆 720㎡の届出がありました。

内容といたしましては、受理番号16番17番は、かさ上げして田としての届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第26号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第26号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第26号を終ります。

次に、報告第27号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第27号を説明いたします。資料は3ページから7ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号４６番から６３番までの１８件です。
登記地目 田３０筆 28,753 ㎡、畑１筆 316 ㎡、合計 31 筆 29,069 ㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号４７番、
４８番、５１番から５４番、６１番、６２番です。

薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第３号の規定に基づき、
処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第２７号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第２７号の説明が終わりました。これ
につきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第２７号を終わります。
次は報告第２８号「非農地証明発行の専決処分について」を議
題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 　報告第２８号を説明いたします。資料は８ページから１０ペー
ジをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号７５番から８６番までの１２
件で、登記地目 田１２筆 11,344 ㎡、畑１０筆 6,147 ㎡、合計
22 筆 17,491 ㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号
をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第２条第１項に規定する農地では無いことを証明
する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認めら
れることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準５
の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第２８号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第２８号の説明が終わりました。これ
につきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第２８号を終わります。
次に、報告第２９号「農地転用事実証明願の専決処分について」

を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 29 号を説明いたします。資料は 11 ページをご覧ください。

今月は、受理番号 12 番、13 番の 2 件で、登記地目 畑 2 筆 2,719 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、それぞれご参照ください。

いずれも、転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願が提出されたものです。

なお、現地確認については、山路 一浩 委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第 25 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第 29 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 29 号を終ります。

それでは会次第 6 の議事に入ります。

議案第 94 号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 94 号を説明いたします。資料は 12 ページをご覧ください。今月は、受理番号 2 番の 1 件の事業計画変更申請がありました。

内容といたしましては、2 番は、令和 5 年 9 月 14 日付指令農振第 1005－281 号で、「特定建築付売買予定地」で農地法第 5 条転用売許可を受けていましたが、今般、隣接の農地 畑 5 筆 655 m²を加え、当該地を「共同住宅・駐車場」に計画する事業変更申請するものです。

議案第 96 号 15 番及び議案第 97 号 113 番と同時申請となります。

以上で議案第94号に係る説明を終わります。

永留委員　　１３番　永留が、２番を報告します。

位置図 4 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

当初、特定建築条件付売買予定地として転用許可されて、現在に至っておりますが、今般、隣接地の農地（畑）が取得可能となったため、事業計画を変更し、共同住宅及び駐車場へ整備する事業計画のため、変更するものです。

以上のようなことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業計画の承認及び転用は許可相当と判断しました。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議案第 94 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 94 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

10

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 9 5 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更(除外)の意見決定について」を説明いたします。資料は 1 3 ページをご覧ください。位置図につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号 2 番の 1 件で、登記地目 田 1 筆 1 , 4 3 0 m²の申請がありました。

2 番は、駐車場及び資材置場とする計画ですが、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。

議案第 9 7 号 1 1 1 番と同時申請です。

現地調査の結果、農業振興地域の外周部で、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項に規定する要件を満たしていることから除外は可能と判断し、提案いたしました。

以上で議案第 9 5 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

梶原委員 1 8 番、梶原が 2 番を報告いたします。
1 1 月 8 日、高木推進員と事務局 長沼・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 5 ページ、調査票 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。

昭和 5 0 年～昭和 5 7 年にかけて土地改良事業：県営ほ場整備事業が施行された農地であり、第 1 種農地となります。

転用目的は、駐車場・資材置場を整備するものであり、周辺の農地及び農業用施設に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。

以上の理由から、農用地利用計画一部変更除外は、妥当であり、農地転用はやむを得ないと思われれます。

また、農地の一部に残土を入れており、一部施工済のため、始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第 95 号につきまして、原案のとおり許可相当と意見決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 95 号は、原案のとおり承認されましたので、農用地から除外するための意見を付して薩摩川内市長に書類を送達することに決定いたします。

次に、議案第 96 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

なお、15番は、先ほど報告がありましたので、16番の報告

をお願いします。

永留委員 13番 永留が、16番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです

16番は、位置図6ページ、調査表5ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。
貸駐車場の目的で申請され、事務局からの説明のとおりです。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 96 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第 96 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 97 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 97 号を説明いたします。資料は 15 ページから 19 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 1 1 番から 1 2 2 番までの 1 2 件で、
 登記地目 田 5 筆 4, 8 5 5 m²、畑 1 7 筆 7, 0 2 2 m²、合計 2
 2 筆 1 1, 8 7 7 m²の申請がありました。

内容について説明いたします。

1 1 1 番は、駐車場と資材置場の目的で申請されるもので、先ほどの議案第 9 5 号で説明のとおりです。また、一部、施工済のため、始末書添付と通行承諾書が添付されています。

1 1 2 番は、資材置場の目的で申請されるもので、2 8 3 6 番 2 雑種地 1 6 m²と一体利用で総面積 5 5 1 m²となります。

1 1 3 番、共同住宅と駐車場、1 1 4 番は、産業用地、1 1 5 番は、共同住宅、1 1 6 番は、二世帯住宅、1 1 7 番、1 1 8 番及び 1 2 2 番は、一般住宅、1 1 9 番から 1 2 1 番は、宅地分譲の目的で申請されるものです。

1 1 3 番は、議案第 9 4 号 2 番及び議案第 9 6 号 1 5 番と同時に申請で先ほど、説明したとおりです。

1 1 4 番は、2 4 9 6 番 1 山林 外 9 筆 6, 4 9 5. 9 7 m²及び里道の一部 1 6 5. 6 9 m²と一体利用で総面積 8, 6 4 4. 6 6 m²となります。

1 1 5 番の仮換地実測 6 4 7. 0 3 m²、

1 1 6 番の仮換地実測 6 3 4. 9 9 m²、

1 1 7 番の仮換地実測 3 2 8. 9 2 m²、

1 1 8 番は、一般住宅 5 0 0 m²を超過しているため、地籍超過理由書が添付されていますが、申請地の形状が細長く、宅地等の配置を考慮すると分筆して農地利用が見込めないため、分筆しても農地利用ができる土地が見いだせないことから、土地を有効利用したいとの地積超過理由となっています。

1 1 9 番の仮換地実測 7 2 5. 6 2 m²、

以上 1 2 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 9 7 号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

　なお、1 1 1 番及び 1 1 3 番は、先ほど報告がありましたので、説明は省略します。1 1 2 番から報告をお願いします。

有馬委員 　1 2 番、有馬が 1 1 2 番を報告します。

　1 2 月 1 0 日、春田推進委員と事務局　杉安・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

　位置図 7 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。

　申請地の現況は畑で一部耕作されていました。

　申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現

地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のようなことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、許可相当と判断しました。

永留委員 13番 永留が、114番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

114番は、位置図8ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。産業用地の目的で申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

有馬委員 12番、有馬が115番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図9ページ、調査表8ページをご覧ください。

申請地の現況は田で保全管理されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のようなことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、許可相当と判断しました。

永留委員 13番 永留が、116番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

116番は、位置図10ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

二世帯住宅の目的で申請されるものです。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

有馬委員 12番、有馬が117番から119番を続けて報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

117番は、位置図11ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

118番は、位置図12ページ、調査表11ページをご覧ください

い。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

119番は、位置図13ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のようなことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、許可相当と判断しました。

永留委員 13番 永留が、120番～122番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

120番は、位置図14ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

121番は、位置図15ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

120番は7区画、121番は2区画の宅地分譲の目的で申請されるものです。

122番は、位置図16ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

一般住宅の目的で申請されるものです。

それぞれ、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第97号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 9 7 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第 9 8 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 9 8 号を説明いたします。資料は 2 0 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 2 3 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 7 3 4 ㎡の申請がありました。

内容といたしましては、1 2 3 番は、申請地を母から借り受けて、二世帯住宅の目的で申請されるものです。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 9 8 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小園委員 1 6 番 小園が、1 2 3 番を報告します。

1 2 月 8 日、古川委員と事務局 西職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 1 7 ページ、調査表 1 6 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていきました。

申請地の被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のようなことから、申請は、妥当性があり問題がないと判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第 98 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 98 号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 99 号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 99 号を説明いたします。資料は 21 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、22 番及び 23 番の 2 件で、登記地目 田 2 筆 720 m² 畑 3 筆 565 m²、合計 1,285 m² の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、22 番は、平成 14 年 3 月頃から鳥獣被害で維持管理が困難となり、原野状態となったものです。

23 番は、昭和 49 年 3 月に相続される以前から耕作されておらず、原野・山林化しています。今般、それぞれ、原野及び山林へ地目変更するための申請です。

従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第 99 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 14 番 山路が、22 番を報告します。

12 月 8 日、馬渡推進委員と事務局 梶原、泉職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図 18 ページ、調査表 17 ページをご覧ください。

申請地は、平成 14 年 3 月ごろから鳥獣被害により耕作してお

周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

梶原主幹 議案第100号を説明いたします。資料は22ページから23ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号126番から132番の7件で、田7筆6,047㎡、畑4筆2,702㎡、合計11筆8,749㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「営農開始」「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

126番、128番、129番は、新規営農ですので、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第100号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 13番 永留が、126番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
位置図 20ページ、調査表 19ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていきました。
権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。
権利取得者は、新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、また、営農計画書も添付されております。
申請は許可相当と考えます。以上です。

有馬委員 12番、有馬が127番と128番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
127番は、位置図21ページ、調査表20ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されており、取得後は、水稻を栽培予定です。
128番は、位置図22ページ、調査表21ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されており、取得後は、野菜や果樹等を栽培予定です。
権利取得者は、営農開始及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

山路委員 14番 山路が、129番から131番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。

129番は、位置図23ページ、調査表22ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されておりました。

130番は、位置図24ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

131番は、位置図25ページ、調査表24ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

権利取得者は、それぞれ、営農開始及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

梶原委員

18番 梶原が、132番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図26ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

権利取得後は、水稻を栽培する予定です。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、それぞれの申請は許可相当と考えます。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終了しました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案100号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。議案第100号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第101号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 101 号を説明いたします。資料は 24 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 133 番から 136 番の 4 件で、登記地目 田 3 筆 2, 035 m²、畑 3 筆 1, 634 m²、合計 6 筆 3, 669 m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、いずれも「親子間」「知人間」等の贈与によるものです。

133 番、135 番、136 番は、新規営農で営農計画書が添付されています。また、135 番は、荒廃農地のため、5 年継続耕作誓約書が添付されています。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第 101 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12 番、有馬が 133 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図 27 ページ、調査表 26 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。

権利取得者は、営農を開始するための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

山路委員 14 番 山路が、134 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

梶原委員 18 番 梶原が、135 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図 29 ページ、調査表 28 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で荒廃しており、5 年継続耕作誓約書が添付されております。

また、知人からの贈与であり、権利取得後は、甘藷等を栽培する予定です。

権利取得者は、営農開始のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、それぞれの申請は許可相当と考えます。以上です。

小園委員 16 番 小園が、136 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図 29 ページ、調査表 29 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で現在も管理はされておりました。

権利取得者は、規模拡大の為の権利取得であり、野菜を栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 101 号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 101 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第 102 号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものであります。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 102 号を説明いたします。資料は 25 ページから 27 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 19, 185 m²、畑 1, 393 m²、合計 20,

利用権設定 8 件中、認定農業者等に係わる分は 7 件です。

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

事務局の内容説明をお願いします。

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

別府委員 (退席・退室)

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたし

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

別府委員 (入室・着席)

議長　それでは、議案第１０３号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、会次第 7 のその他に入ります。

まず、現地調査ですが、１２日（金）が本土川内地域、１１日（木）が本土４支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

の農業政策課から４名、県の農村整備課から２名、計１０名の方が見えましてワーキングショップを開催しました。

地権者、農業者２７名が参加されました。

これに伴いまして、１月末前後に第２回という事で、皆様にお話ししましたが何とか形になっていくのではと思っていますので、一つお知らせをしておきます。

それと２点目ですが、先ほどから鳥獣害被害の件が出ていますが、私はボランティアで被害防止の講習会をやっています。

約１時間～１時間３０分位で話を聞いていただいて、猪・鹿に対する対策を何とか考えていただきたいと考えています。

鉄砲でいくら撃とうが、罠で捕ろうが減りません。

ずっと横ばい状態です。

自衛する以外にないと考えております。

どうか私の話を聞いていただいて対策を考えていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 他に何かございませんか。

議 長 ないようですので、これをもちまして第９回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 １４：３０】